

令和5年第8回
笠間市農業委員会総会会議録

令和5年8月28日 開会
令和5年8月28日 閉会

笠間市農業委員会

令和 5 年笠間市農業委員会第 8 回定例総会

〔令和 5 年 8 月 2 8 日〕

- 日程第 1 議事録署名人の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消願について
 - 日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 日程第 6 議案第 4 号 農地法第 3 条買受適格証明願について
 - 日程第 7 議案第 5 号 非農地証明願について
 - 日程第 8 議案第 6 号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について
 - 日程第 9 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第 10 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
 - 日程第 11 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議事録署名人の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消願について
 - 日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 日程第 6 議案第 4 号 農地法第 3 条買受適格証明願について
 - 日程第 7 議案第 5 号 非農地証明願について
 - 日程第 8 議案第 6 号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について
 - 日程第 9 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第 10 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
 - 日程第 11 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
-

出席委員

1 番 埴 博 光 君 1 1 番 鶴 田 英 樹 君

2 番	高 野 尚 夫 君	1 2 番	長谷川 隆 君
3 番	青 木 勝 照 君	1 3 番	山 口 忠 栄 君
4 番	石 川 馨 君	1 4 番	小 沼 祐 君
5 番	伊 藤 孝 洋 君	1 5 番	込 山 祐 一 君
6 番	柳 橋 泰 君	1 6 番	大 橋 正 義 君
7 番	入 江 保 夫 君	1 7 番	佐 藤 清 章 君
8 番	長谷川 愛 子 君	1 8 番	田 山 悦 子 君
9 番	國 谷 博 隆 君	1 9 番	永 田 良 夫 君
1 0 番	菅 井 亘 君		

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 嶋 猛 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	菅 谷 清 二 君
農 業 委 員 会 事 務 局 主 任	三 次 登 君

午後 1 時 3 1 分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君） それでは、ただいまより総会を始める前に、事務局から報告がありますので、お願いいたします。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から報告です。

議案書に関する報告でございます。

8月22日に、農地改良行為事業協議書の取下げ願の提出が1件ございました。それを受理しましたので、御報告いたします。

取下げの理由は、湿田のため田畑転換をしようとしておりましたが、田そのままとして耕作してもらえる方が見つかったためとのことであります。

このことにより、議案書17ページ、報告第2号は削除となります。

事務局からの報告は以上となります。

○議長（永田良夫君） それでは、ただいまから令和5年第8回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員19名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により17番佐藤清章委員、並びに18番田山悦子委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消願について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○1番（埴 博光君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消願について、調査の結果を報告いたします。

届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

令和5年2月28日付で申請があった許可取消しを願う案件です。今回の届出事由は、譲受人がほかに農地を取得できたため、不要になった。なお、該当農地は、譲渡人が今後も耕作を行うということです。

電話にて、譲受人、譲渡人双方に確認いたしました。そのほか関係書類につきましてもそろっており、何ら問題ないと思いますので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消願について、原案どおり決すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の50について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○5番（伊藤孝洋君） 調査番号50番について、調査結果を報告いたします。

8月22日9時より、指名調査委員と受人及び、渡人については遠方のため電話で確認をいたしております。申請地、申請人及び申請内容については、議案書のとおりです。

申請地は、旧笠間市内、クロネコヤマトの交差点を稲田方面に向かって左側に左折し、約100メートルくらいでまた左折をした、コープ笠間センターの裏側になります。受人の理由としましては、農業の規模拡大をするために取得するということであります。また、譲渡人については、遠方で耕作が困難なため、受人の要望により売買するということであります。

農業従事者は1人で、農機具等はトラクター1台、その他管理機がございます。申請地の主たる作物としては、トマト、スイカ等を作って、道の駅等に販売をしていきたいということであります。その他、地理的に見ては若干傾斜地ではありますが、作業面としては問題ないと思います。

以上、見てまいりました。権利関係に対しては売買ということで、許可相当かと思われるので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の51について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○10番（菅井 亘君） 申請番号51番について、調査結果を報告いたします。

8月24日、指名調査委員2名、さらに推進委員1名、それに代理人と譲受人、譲渡人立会いの上、現地調査を行いました。

この現地は、金井交差点から北に3キロほど入りまして、丁字路を高田公民館のほうに右折しまして、200メートルほど行った左側の農地でございます。

譲受人については、自宅の隣接地が畑になっておりますので、そういう利便性から農業の規模拡大を図ります。譲渡人も高齢ということで、もう既に農業経営をできなくなっておりますので譲ったというお話でございます。

譲受人は、今もハウスで野菜作りを専門に行っております。機械等も一式取りそろえており、家族による経営でございます。なお、この申請場所は、以前から借りていた農地で

ございます。

農地については、売買による所有権移転でございます。申請書類等も詳細に準備されており、問題ないと思います。許可相当と判断いたしますので、よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の52について、議席番号7番、16番委員より調査報告をお願いします。

○16番（大橋正義君） 番号52について報告します。

8月24日、調査委員2名と申請人立会いの下、現地を調査してきました。申請地、申請人、申請理由は、議案書のとおりです。

場所は、来栖のパチンコ東大笠間店のすぐ隣の農地でした。権利関係は売買です。受人は規模拡大のため、渡人は相手の要望に応えるためとのことです。

隣接状況は、北側は受人の自宅、東側はパチンコ店の敷地、西側は田んぼ、南側は栗畑でした。取得後はジャガモを作付するとのことです。機械などは小型の耕運機を購入して耕作するというので、特に問題ないと思います。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の53について、議席番号2番、9番委員より調査報告をお願いします。

○9番（國谷博隆君） 申請番号53につきまして、調査の結果を報告します。

8月24日午前10時より、指名調査委員2名と譲受人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりです。

申請地は、下市原市道信号より500メートルぐらい東に行ったところの左側にあるところで、空き家バンクの農地つき物件として登録されています。今回物件を購入して、農業をしながら笠間で移住して暮らしたいということです。譲渡人は遠方にいて耕作ができないため、譲受人の要望に対応するということです。

周りには農地もあり、農地は耕作放棄地となっていますが、整備して、水稻や自給野菜を作るということで、新規就農者でございます。自給営農をするというようなことです。権利関係は売買によるものです。書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号の50から53につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

6 番。

○6 番（柳橋 泰君） ここで一つ事務局のほうにお願いなんですけれども、この資料の中で渡人、受人の年齢の記載はできないんですかね、参考情報として。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） この議案書につきましては、国の農業委員会サポートシステムからの出力ですので、これに入力するとなると事務局での手作業となってしまいます。ということで、各委員さんが見られるように別添の資料のほうには年齢が書いてございますので、そちらで確認していただければと思います。

○6 番（柳橋 泰君） 皆さんが共通して、この資料でぱっと見たときに分からないのはちょっとどうなのかなと。各細かい資料を見れば分かるというのは分かるんですけれども、そこまで、自分の持ち区以外のところは大体見ないですよ。だから、もし入っているなら参考情報としてあったほうがいいかなという感じです。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後 1 時 4 6 分休憩

午後 1 時 4 7 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） ないようですので、直ちにお諮りいたします。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 2 号は原案どおり決定されました。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第 5、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の 75 から 78 について、議席番号 1 番、10 番委員より調査報告を願います。

○1 番（塙 博光君） 番号 75 から 78 まで、続けて報告いたします。

まず、番号 75 につきまして、調査の結果を報告いたします。

8 月 24 日、指名調査委員 2 名と推進委員、先方の代理人の方と現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。権利の移転内容は、

売買です。

場所は、国道50号線稲田石材団地入り口信号を北へ1.5キロほど入った右側のところでした。転用の詳細ですが、譲受人は、脱炭酸社会に向けての事業として再エネ普及のため、譲渡人は、農地を活用していないので売ることにしたとのことでした。

隣接状況ですが、東側道路、南側水路、西側水田、北側道路ということで、周囲への影響はありません。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。

続けて、番号76について、調査の結果を報告いたします。

8月24日、指名調査委員2名と推進委員、先方の代理人と現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。権利の移転内容は、売買です。

場所は、国道50号線石井信号を宇都宮方面へ2キロほど行った右側のところでした。転用の詳細ですが、譲受人はキャンプ場運営のための駐車場を造るため、譲渡人は相手側の要望に応えるためとのことでした。

隣接状況ですが、東側道路、南側道路、西側畑、北側宅地ということで、周囲への影響はありません。取水計画、排水計画もありません。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。

番号77につきまして、調査の結果を報告いたします。

8月24日、指名調査委員2名、推進委員、先方の代理人の方と現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。権利の移転内容は、賃貸借です。

場所は、国道50号線笠間自動車学校信号の右側200メートルのところでした。転用の詳細ですが、譲受人は、最初自宅での計画を検討しましたが、敷地面積が少ないのと隣接している土地が借りられることになったため。譲渡人は、ずっと更地で管理していたが、借りてもらえればありがたいということで、このようなことになりましたということです。

隣接状況は、東側畑、南側道路、西側道路、北側道路ということで、周囲への影響はありません。排水計画は、雑排水のみ宅内処理、取水計画はありません。

なお、今回の案件につきましては、始末書が添付されております。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。

番号78につきまして、調査の結果を報告いたします。

8月24日、指名調査委員2名、推進委員と先方の代理人の方と現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。権利の移転内容は、使用貸借です。

場所は、国道50号線才木信号を城里方面へ1キロほど入った右側のところでした。転用の詳細ですが、譲受人は、子供が生まれるため今の住まいが手狭になった。譲渡人は、自

分たちも将来面倒を見てもらえるためとのことです。親子の関係です。

隣接状況は、東側山林、南側公道、西側公道、北側道路ということで、周囲への影響はありません。排水計画は、合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流するとのことです。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の79、80について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○17番（佐藤清章君） 申請番号79と80について、報告いたします。

調査番号79と80は、関連しております。

まず、調査番号79について、調査の結果を報告いたします。

8月22日に、指名調査委員2名と代理人立会いで現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、旭町のタカタ石材グラウンドより、南へ100メートルのところの北側です。

賃借人の申請理由は、車検の受入れ増に対応するための事務所及び駐車場用地とするためとしております。賃貸人の理由は、相手の要望に応じるためとしております。

当申請地については、本年6月頃より店舗用敷地として使用していたため、始末書が提出されております。

埋立ての計画がありますが、申請地は陸田のため、道路より低地になっていることで、最小限の埋立てをしたいとしております。

隣接地への状況は、東側、北側が休耕中の畑、西側が公道、南側が宅地となっており、隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については上水道、汚水、雑排水については、公共下水道、雨水については敷地内浸透処理でございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、調査番号80について、調査の結果を報告いたします。

8月22日に、同じく指名調査委員2名と代理人立会いで現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、先ほど報告した79番の南側です。賃借人の申請理由は、自己の事業用地の拡張をし、畑側ののり面を整えるためとしております。賃貸人の理由は、賃借人の要望に応じるとしております。

やはり当申請地については、本年6月頃より店舗用敷地として使用していたため、始末書が提出されております。

なお、賃貸人と賃借人は親子の関係であります。

隣接地への状況は、東側が栗畑、北側が畑、西側、南側が宅地となっており、隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水、排水については、

ありません。雨水については、敷地内浸透処理でございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の81について、議席番号3番、13番委員より調査報告をお願いします。

○3番（青木勝照君） 調査番号81番について、調査結果を報告いたします。

8月26日、指名調査委員と代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線を石岡方面に向かい、愛宕山入り口のコンビニの隣の土地です。譲受人は、駐車場拡張が目的です。譲渡人は、相手の要望に応じることです。

取水及び雑排水は、使用しません。既存の利用状況及び事業計画書から、必要性は認められ、計画面積もやむを得ない面積と考えます。雨水は土地改良区の水路に流しますが、石岡台地土地改良区と地元維持管理組合と協議し、了承を得ています。

また、パイプラインの撤去及び泥はけ弁の移設についても、石岡台地土地改良区と地元維持管理組合と協議し、了承を得ています。

隣接地への日照、通風、騒音の影響は、ありません。盛土をし、のり面は防草シートで覆います。道路の出入口を1か所追加しますが、許可受領済みです。権利関係は賃貸借に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の81につきましては、本年6月1日に農用地からの除外が完了し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

13番。

○13番（山口忠栄君） ちょっと事務局に聞きたいんですが、79番の土地なんですが、これは先ほどの調査報告では陸田とあったんですが、これは畑ではなくて田んぼですか、地目が。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後 2 時 0 1 分休憩

午後 2 時 0 3 分再開

○議長（永田良夫君） 会議を再開いたします。

そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 3 号は原案どおり決定されました。

議案第 4 号 農地法第 3 条買受適格証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第 6、議案第 4 号 農地法第 3 条買受適格証明願についてを議題といたします。

番号の 3 について、議席番号 6 番、12 番委員より調査報告を願います。

○12 番（長谷川 隆君） 買受適格証明願について、調査結果を報告します。

8 月 23 日、指名調査委員 2 名、申請人立会いの上、調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりであります。

申請地は、新渡戸池から北に 50 メートル入った道路沿いです。申請人は、水戸市に住まいがあり、申請地までの距離は 20 キロです。申請地は水田として使用されていましたが、現在耕作が行われておらず、湿地のようです。その土地を、土壌改良を行い、イチジク、ブルーベリー、梨を栽培したいということです。農機具については、草刈り機、耕運機があるそうです。

そのほか関係書類についても完備しておりますが、適格であるかの判断について審議をお願いしたいと思います。暫時休憩の願いをいたします。

午後 2 時 0 6 分休憩

午後 2 時 2 6 分再開

○議長（永田良夫君） それでは、会議を再開いたします。

ただいまの案件につきましては、農地が果樹栽培に適さないということでよろしいでし

ようか、証明はつけないということで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） それでは、直ちにお諮りいたします。

議案第4号 農地法第3条買受適格証明願については、不適格ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は不適格ということで決定されました。

議案第5号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号の7について、議席番号2番、9番委員より調査報告をお願いします。

○9番（國谷博隆君） 申請番号7番につきまして、調査の結果を報告します。

8月24日午前9時より、指名調査委員2名と申請人立会いの上、現地調査をしました。申請人、申請地等は、議案書のとおりです。

申請地は、小原神社十字路から友部方面に約300メートルぐらい行った右側の住宅地です。現在は住宅地の敷地内になっており、植木が植わってありました。この住宅は、昭和40年頃より住宅となっていたということです。植栽も植わっており、自宅の一部と判断されますので、非農地と判断されると思います。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号 非農地証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第6号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号4番、11番より調査報告をお願いします。

○4番（石川 馨君） 番号1番につきまして報告をいたします。

この案件につきましては、7月の総会において農地の一括贈与を受け、贈与税の納税猶予を願うものであります。

受贈者は、20年以上の農業従事をしており、真面目にやっているようでありますので、許可相当であると思います。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号は原案どおり決定されました。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、9ページから10ページとなります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権の設定で、相対による利用権の設定が2件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が2件となります。合計6筆、4,988.91平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書9ページから10ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号は原案どおり決定されました。

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、11ページから14ページになります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、中間管理事業実施手続のため、公益社団法人茨城県農林振興公社が集積一括方式により中間管理権を設定し転貸するもので、利用権の設定が7件となります。

権利関係は、賃貸借権の設定が7件となります。合計10筆、3万3,824.12平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書11ページから14ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

○6番（柳橋 泰君） 6番です。ちょっと説明をお願いしたいところがありまして、例えば87番の案件ですけれども、受人はアパートに住んでいる方だと思えるんですけれども、この方は新規就農者ですか。

それと、あと89番の受人は。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後 2 時 3 5 分休憩

午後 2 時 3 9 分再開

○議長（永田良夫君） 会議を再開いたします。

そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） なければ、直ちにお諮りいたします。

議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第18条第 1 項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 8 号は原案どおり決定されました。

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第11、報告第 1 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第 1 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知について、報告いたします。

議案書につきましては、15ページになります。

番号54は、自己使用するため合意を契約するものです。

番号55は、農地転用申請のため合意を解約するものです。

16ページになります。

番号56は、農地転用申請のため合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第 1 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和 5 年第 8 回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 4 1 分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

17番 委 員

18番 委 員